

児童相談所が在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認及び 児童虐待が疑われる事案の緊急点検について

千葉県野田市で発生した児童虐待による死亡事案を受けて、2月8日、国において「児童虐待の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化」が閣議決定されました。

これを受け、2月14日付けで、標記に係る3つの調査により、3月8日までに緊急安全確認等を実施するよう依頼があり、3月14日に国に報告することとされています。

国への報告内容も含めた現時点での対応状況及び今後の対応について、御報告いたします。

1 現時点での対応状況について

(1) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認〔調査1〕

ア 調査概要

児童相談所において、2月14日現在、在宅で指導している全ての虐待ケースについて、児童相談所が緊急調査を行った。調査項目は以下のとおり。

- ① 対象児童の状況確認（確認できた件数、確認できなかった場合の理由等）
- ② 保護者の状況確認（確認できた件数、確認できなかった場合の理由等）
- ③ 援助方針の見直し状況（調査結果を踏まえた方針の見直し状況）

イ 調査方針

「①対象児童の状況確認」を優先して対応することとし、関係機関への調査等を行った。確認結果を踏まえ、必要に応じて「③援助方針の見直し」を行った。

ウ 調査方法

以下の手法により、緊急安全確認を進めた。

- ・ 児童相談所において、2月14日時点の対象児童リストを保育園、学校等の所属機関別に作成し、児童相談所から所属機関等に対して調査を実施した。
- ・ 登校（園）していない児童や所属機関がない児童については、各区役所・支所子どもはぐくみ室等と連携しながら児童相談所が訪問する等、安全確認を行った。

エ 3月8日時点の調査結果（詳細は別紙1のとおり）

- ・ 対象児童2,003名のうち、1,974名の児童の安全を確認した。
- ・ 安全確認に至っていない29名の児童のうち、16名は子どもはぐくみ室での健診等により、近日中に状況把握ができる予定であり、13名については改めて3月中に訪問する。

オ 今後の取組

国の報告期限にかかわらず、調査を継続し、児童の安全確認を徹底して行うこととしており、3月13日正午時点で、29名中10名の安全確認を実施済み。

引き続き調査を継続し、全員の安全確認を行う。

(2) 長期欠席児童に係る緊急点検〔調査2〕

ア 調査概要

保育園（所）等、障害児通所支援事業所、教育委員会が所管する各学校において、2月1日から2月14日まで一度も登校（園）していない児童について、施設種別ごとに緊急点検を行った。

本市点検対象箇所数：子ども若者はぐくみ局所管分：450箇所
〔・保育園（所），認定こども園等）：400箇所〕
〔・障害児通所支援事業所（未就学児のみ）：50箇所〕
教育委員会所管分（市立学校園）：265箇所
※ 私立学校・幼稚園は、京都府の調査対象

イ 調査方法

以下の手法により、緊急点検を進めた。

- ・ 学校や保育園（所）、障害児施設等に照会し、2月1日以降、登校（園）していない児童を把握した。
- ・ 登校（園）していない児童については、まず、学校や保育園（所）等が家庭訪問等により面会し、安全を確認した。
- ・ 面会できない、又は、面会できるが児童虐待のおそれがある家庭については、関係機関に守秘義務が課された要保護児童対策地域協議会の枠組を活用し、リストアップを行い、児童相談所に情報提供している。

ウ 3月8日時点の調査結果（詳細は別紙2のとおり）

- ・ 該当する児童は、未就学児（私立幼稚園除く。）183名、小中学校等で758名の計941名おり、このうち731名の児童の安全を確認した。
- ・ 面会に至っていない210名のうち、入国管理局等の関係機関確認が必要な児童が24名、不登校等により訪問しても面談できなかった児童が167名、里帰り出産等の申出があったため居所調査が必要な児童が19名となった。
- ・ 入国管理局等の関係機関に確認が必要な児童については、現在照会中であり、照会結果を踏まえ、改めて、必要な調査を行う。
- ・ 関係機関において確認できていない児童については、3月中に再訪問を行う。
- ・ 居所調査が必要な児童については、児童相談所において必要な調査を行う。

エ 今後の取組

国の報告期限にかかわらず、調査を継続することとしており、3月13日正午時点で210名中29名の安全確認を実施済み。

引き続き調査を継続するが、関係機関において確認できていない児童のうち、不登校の児童についてはその要因（「行き渋り」や「体調不良」等）に配慮しつつ、前述のとおり3月中に再訪問を行う。

(3) 教育委員会における保護者等からの不当な要求をされた事案の確認【調査3】

ア 調査概要及び調査方法

教育委員会において、平成30年度中に、要保護児童となった児童生徒等の保護者等から、当該児童生徒等に関して教育委員会に対して不当な要求をされた事案について、その対応状況を確認した。

イ 調査結果

2件

2 今後の対応

(1) 調査の継続

国の報告期限にかかわらず、1(1)及び(2)の調査を継続し、不登校等の児童の状況に配慮しつつ、安全確認を徹底して行っていく。

また、今回の調査を通じて、警察と情報共有を行う事例はなかったものの、より詳細な安全確認のため、所属機関等が児童相談所と情報共有を行ったケースが130件あったことから、これらについても、児童相談所が緊急度や対応の方向性を確認のうえ、関係機関と連携しながら、居所調査や訪問等、3月中に必要な調査を行う。

なお、現在、緊急性があるとの情報はないが、調査において、重篤な事案が確認された場合は、速やかな一時保護の実施等、児童の安全を最優先した対応を行っていく。

(2) 身近な地域での寄り添い支援の展開

今回の調査の中で、幼稚園や保育園等の所属機関がない未就学児について、面会に至りくいことが明らかとなったことから、来年度、区役所・支所の子どもはぐくみ室に配置する、地域での見守り支援と連携の要となる係長級職員を中心に、身近な地域で「課題や困りを抱えた家庭」に対する寄り添い支援を充実し、児童虐待の未然防止から再発防止まで切れ目のない支援を展開していく。

(1) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの緊急安全確認（3月8日時点）

所属機関の有無（※1）	対象人数	安全確認できた人数 (保護者については状況確認)	安全確認に至っていない人数 (保護者については状況確認)	
			関係機関にて確認予定	再訪問予定
	2,003	1,974	29	13
児童				
所属機関あり	1,870	1,857	13	4
所属機関なし	133	117	16	9
保護者				
所属機関あり	2,003	1,756	247	13
所属機関なし	1,870	1,629	241	11
（※2）	133	127	6	2

※1 所属機関：児童が所属する関係機関（幼稚園，保育園，障害児通所施設，学校等）

※2 保護者については，児童数ベースでカウントしている。

(2) 長期欠席児童に係る緊急点検（3月8日時点）

	対象事業 所数	該当児童の いる 事業所数	該当児童数	面会できた 人数	面会に至っていない人数			
					関係機関等による 確認中	再訪問予定 (※)	居所調査が 必要	
	465	114	183	113	70	22	33	15
未就学児								
市立幼稚園	15	1	1	1	0	0	0	0
市営保育所	17	6	6	4	2	1	1	0
民営保育園	229	77	127	70	57	17	29	11
認定こども園	34	9	14	11	3	1	0	2
小規模保育等	120	14	14	7	7	2	3	2
障害児通所支援事業所	50	7	21	20	1	1	0	0
	250	188	758	618	140	2	134	4
就学児								
市立小学校	159	108	236	208	28	0	26	2
特別支援学校	8	7	25	20	5	1	4	0
市立中学校	67	63	438	352	86	1	83	2
市立高校	10	6	34	24	10	0	10	0
義務教育学校	6	4	25	14	11	0	11	0
総計	715	302	941	731	210	24	167	19

※ 「再訪問予定」の対象については、子ども自身が、「行き渋り」「体調不良」「体調不良」等を原因として不登校となっている場合もあり、面談のあり方について丁寧に対応していく。